

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>七の二 振替業</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第十六条第一号）（権利の帰属）に規定する短期社債</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一条第二項（定義）に規定する短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>（新設）</p>

- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ
（一）短期商工債券の發行）に規定する短期商工債券
 - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の
三の二第一項（全国連合会の短期債券の發行）に規定する短期債
券
 - 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項（短
期社債に係る特例）に規定する短期社債
 - 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第
八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定
資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年
法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会
社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号
）（第一条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。））
 - 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二
第一項（短期農林債券の發行）に規定する短期農林債券
- 5| 第三項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券
指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券
先物取引」又は「有価証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第
二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に
規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引
、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先
物取引をいう。
- 4| 前項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指
数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先
物取引」又は「有価証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第二
条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規
定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、
有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先物
取引をいう。

<p>6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律 <u>第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</u> 7 （略）</p> <p>（債券の発行方法） 第十一条（略） 2～4（略）</p> <p>5 長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一～四（略）</p> <p>五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替 口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しよ うとするときは、<u>同法の適用がある旨</u></p> <p>六（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条におい て「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはなら ない。 一～三（略）</p> <p>四 保険業法<u>第二条第二項（定義）</u>に規定する保険会社（以下「保 険会社」という。）</p>	<p>（新設）</p> <p>5 （略）</p> <p>（債券の発行方法） 第十一条（略） 2～4（略）</p> <p>5 長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、<u>左の事項を公告</u>しなければならない。 一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条におい て「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはなら ない。 一～三（略）</p> <p>四 保険業法<u>（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）</u>に規 定する保険会社（以下「保険会社」という。）</p>
---	--

2
5
9
(略)
(略)

2
5
9
(略)
(略)